

種子産業法

制定 1995.12.06 法律 第 05024 号	一部改正 2011.07.14 法律 第 10842 号
改正 2002.01.26 法律 第 06626 号	一部改正 2011.11.14 法律 第 11076 号
改正 2003.12.11 法律 第 06999 号	全部改正 2012.06.01 法律 第 11458 号
改正 2005.08.04 法律 第 07678 号	一部改正 2013.03.23 法律 第 11704 号
改正 2007.08.03 法律 第 08597 号	他法改正 2015.06.22 法律 第 13383 号
改正 2008.02.29 法律 第 08852 号	他法改正 2015.06.22 法律 第 13385 号
改正 2009.01.30 法律 第 09401 号	一部改正 2016.12.27 法律 第 14483 号
改正 2010.05.31 法律 第 10332 号	一部改正 2019.12.10 法律 第 16789 号

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この法は、種子と苗の生産・保証及び流通、種子産業の育成及び支援等に関する事項を規定することにより、種子産業の発展を図り農業及び林業生産の安定に資することを目的とする。

第 2 条(定義) この法で使用する用語の定義は、次のとおりである。

1. “種子”とは、増殖用又は栽培用に使われる種、茸の種菌、苗木、孢子又は栄養体である葉・枝・根等をいう。
- 1 の 2. “苗”とは栽培用に使われる種を蒔いて発芽させた若い植物体とその若い植物体を互いに接木させた若い植物体をいう。
2. “種子産業”とは、種子と苗を研究開発・育成・増殖・生産・加工・流通・輸出・輸入または展示等をした、これに関連した産業をいう。
3. “作物”とは、農産物または林産物の生産のために栽培されるすべての植物をいう。
4. “品種”とは、「植物新品種保護法」第 2 条第 2 号の品種をいう。
5. “品種性能”とは、品種がこの法で定める一定水準以上の栽培及び利用上の価値を生産する能力をいう。
6. “保証種子”とは、この法により当該品種の真偽性及び当該品種の種子の品質が保証された採種段階別種子をいう。
7. “種子管理士”とは、この法による資格を備えた者であって、種子業者が生産して販売・輸出または輸入しようとする種子を保証する者をいう。
8. “種子業”とは、種子の生産・加工又は再び包装して販売する行為を業とすることをいう。
- 8 の 2. “育苗業”とは苗を生産して販売する行為を業とすることをいう。
9. “種子業者”とは、この法により種子業を営む者をいう。
10. “育苗業者”とはこの法により育苗業を営む者をいう。

第3条(総合計画等)①農林畜産食品部長官は種子産業の育成及び支援のため5年ごとに農林種子産業の育成及び支援に係る総合計画(以下“総合計画”という)を樹立・施行しなければならない。

②総合計画には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 種子産業の現況と展望
2. 種子産業の支援方向及び目標
3. 種子産業の育成及び支援のための中期・長期投資計画
4. 種子産業関連技術の教育及び専門人力の育成方案
5. 種子及び苗の関連農家の安定的な所得増大のための研究開発事業
6. 民間の育種研究を支援するための基盤構築事業
7. 輸出拡大等対外市場進出の促進方案
8. 種子及び苗に関する教育及び理解増進方案
9. 地方自治団体の種子及び苗関連産業支援方案
10. その他に種子産業の育成及び支援のために大統領令で定める事項

③農林畜産食品部長官は総合計画を樹立し、又は変更しようとする場合には関係中央行政機関の長官と予め協議しなければならない。但し、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合にはその限りではない。

④農林畜産食品部長官は確定された総合計画を関係中央行政機関の長に通報しなければならない。

⑤農林畜産食品部長官は総合計画の推進のために大統領令で定めるところにより関係中央行政機関の長の意見を聞き毎年施行計画(以下“施行計画”という)を樹立・施行しなければならない。

⑥農林畜産食品部長官は総合計画及び施行計画を樹立するために必要な場合には関係中央行政機関の長、地方自治団体の長、関連機関及び団体の長に資料の提出を求めることができる。この場合資料の提出を求められた者は特別な事情がなければ要請に従わなければならない。

第4条(統計作成及び実態調査)①農林畜産食品部長官は総合計画及び施行計画を効率的に樹立・推進するなど種子産業育成政策に必要である基礎資料を確保するために種子産業に関する統計を作成、または実態調査を実施することができる。この場合種子産業に関する統計を作成するときには「統計法」を準用する。

②農林畜産食品部長官は統計作成のために関係中央行政機関の長、地方自治団体の長、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関の長、種子業者及び育苗業者、関連機関及び団体等に資料の提出を求めることができる。この場合、資料提出を求められた者は特別な事由がなければ要請に従わなければならない。

第5条(他の法律との関係)種子又は苗と種子産業に関しては他の法律に特別な規定がある場合を除いてはこの法で定めるところによる。

第2章 種子産業の基盤造成

第6条(専門人力の養成)①国と地方自治団体は種子産業の育成及び支援に必要である専門人力を養成しなければならない。

②国と地方自治団体は第1項により専門人力を養成するために「高等教育法」第2条第1号から第6号までによる大学、種子産業に関する研究・活動等を目的に設立された研究所・団体または種子産業をする企業等適切な施設と人力を備えた機関を専門人力養成機関に指定して必要な教育・訓練を実施させることができる。

③国と地方自治団体は第2項により指定された専門人力養成機関に対して大統領令で定めるところにより教育・訓練等運営に必要な費用の全部または一部を支援することができる。

④国と地方自治団体は第2項により指定された専門人力養成機関が次の各号のいずれか一つに該当する場合には大統領令で定めるところによりその指定を取消したり3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部または一部停止を命じることができる。ただし、第1号に該当する場合にはその指定をとりけさなければならない。

1. 嘘やその他の不正な方法で指定された場合
2. 専門人力養成機関の指定基準に適合でなくなった場合
3. 正当な事由なしに専門人力養成を拒否したり遅延した場合
4. 正当な事由なしに1年以上引き続き専門人力養成業務をしていない場合

⑤第2項による専門人力養成機関の指定基準及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第7条(種子産業関連技術開発の促進) ①国と地方自治団体は種子産業関連技術の開発を促進するために次に各号の事項を進めなければならない。

1. 種子産業関連技術の動向及び需要調査
2. 種子産業関連技術に関する研究開発
3. 開発された種子産業関連技術の実用化
4. 種子産業関連技術の交流
5. その他、種子産業関連技術の開発を促すのに必要な事項

②農林畜産食品部長官は第1項による種子産業関連技術の開発を促すために種子産業関連技術を研究開発したりこれを産業化する者に必要な経費を支援することができる。

第8条(国際協力及び対外市場進出の促進) ①国と地方自治団体は種子産業の国際的な動向を把握し、国際協力を促さなければならない。

②国と地方自治団体は種子産業の国際協力及び対外市場の進出を促すために種子産業関連技術と人力の国際交流及び国際共同研究等の事業を実施することができる。

③国または地方自治団体は種子産業に関連して国際協力を進めたり、対外市場に進出する者に対して大統領令で定めるところにより必要な支援ができる。‘

第9条(地方自治団体の種子産業事業遂行) ①農林畜産食品部長官は種子産業の安定的な定着に必要な技術普及のために地方自治団体の長に次の各号の事業を遂行させることができる。

1. 種子及び苗生産に係る技術の普及に必要な情報収集及び教育
2. 地域特化農産物品目育成のための品種開発
3. 地域特化育種研究団地の造成及び支援
4. 種子生産農家に対する採種関連基盤施設の支援
5. その他、農林畜産食品部長官が必要だと認める事業

② 農林畜産食品部長官は第1項各号の事業を効率的に遂行するため予算の範囲から必要な費用を支援することができる。

第10条(財政及び金融支援等) ①農林畜産食品部長官は種子産業の基盤造成と技術革新のために次の各号の事業に対して財政及び金融の支援ができる。

1. 種子または苗生産農家、種子産業をする企業、種子業者又は育苗業者の種子または苗開発・生産・普及・架空・流通と採種に必要な資機材及び施設の設置
2. 種子及び苗にかかる公益的事業の遂行
3. 優秀な種子と苗の開発及び普及に功労が明白な個人、団体及び企業等に対する授賞及び褒賞

②第1項による支援を受けようとする種子又は苗生産農家は「農業・農村及び食品産業基本法」第40条による農業経営関連情報を登録しなければならない。

第11条(中小種子業者及び中小育苗業者に対する支援) 農林畜産食品部長官は種子産業の育成及び支援に必要な施策を設ける時には中小種子業者及び中小育苗業者に対する行政的・財政的支援策を設けなければならない。

第12条(種子産業振興センターの指定等) ①農林畜産食品部長官は種子産業の効率的な育成及び支援のために種子産業関連機関・団体または法人等適切な人力と施設を備えた機関を種子産業振興センター(以下‘振興センター’という)に指定できる。

②振興センターは次の各号の業務を遂行する

1. 種子産業の活性化のための支援施設の設置等基盤造成に関する事業
2. 種子産業に係る専門人力の支援に関する事業
3. 種子産業の創業及び経営支援、情報の収集・共有・活用に関する事業
4. 種子産業発展のための流通活性化と国際協力及び対外市場の進出支援
5. 種子産業発展のための種子業者に対する支援
6. その他、種子産業の発展に必要な事業

③農林畜産食品部長官は振興センターで指定した機関に対して第2項の業務を遂行するのに必要な経費を予算の範囲から支援できる。

④農林畜産食品部長官は振興センターが次の各号のいずれか一つに該当する場合には大統領令で定めるところによりその指定を取消したり3ヶ月以内の期間を定めて業務の停止を命じることができる。但し、第1号に該当する場合にはその指定を取消さなければならない。

1. 嘘やその他の不正な方法で指定された場合
2. 振興センター指定基準にあわなくなった場合
3. 正当な事由なしに第2項による業務を拒否したり遅延した場合
4. 正当な事由なしに1年以上続いて第2項による業務をしていない場合

⑤第1項による振興センターの指定基準及び方法等に必要な事項は大統領令で定める。

第13条(種子技術研究団地の造成等) ①農林畜産食品部長官は種子関連産業界及び研究界が一定な地域で有機

的に連携することにより種子産業関連技術研究開発の効率を高め、種子産業の発展を図るよう種子技術研究団地を造成したりその造成を支援することができる

②第1項による種子技術研究団地の造成と支援に必要な事項は大統領令で定める。

第14条(団体の設立) ①種子産業をする者は種子産業の健全な発展と種子及び苗関連産業界の共同利益等を図るために農林畜産食品部長官の認可を得て団体を設立することができる。

②第1項による団体は法人にすべきである。

③第1項により設立された団体は種子及び苗の生産及び流通秩序が健全に維持できるように努力しなければならない。

④第1項による団体に関してこの法で定めた事項を除いては「民法」の中で社団法人に関する規定を準用する。

第3章 国家品種目録の登載など

第15条(国家品種目録の登載対象) ①農林畜産食品部長官は農業及び林業生産の安定上重要な作物の種子に対する品種性能を管理するため該当作物の品種を農林畜産食品部令で定める国家品種目録(以下‘品種目録’という)に登載できる。

②第1項により品種目録に登載できる対象作物は稲、麦、豆、とうもろこし、じゃが芋とその他大統領令で定める作物にする。但し、飼料用は除く。

第16条(品種目録の登載申請) ①第15条第2項による品種目録に登載できる対象作物(以下‘品種目録登載対象作物’という)の品種を品種目録に登載してもらうことを申請する者(以下‘品種目録登載申請人’という)は農林畜産食品部令で定める品種目録登載申請書に該当品種の種子試料を添付して農林畜産食品部長官に申請しなければならない。この場合、種子試料が栄養体である場合にその提出時期・方法等は農林畜産食品部令で定める。

②第1項により品種目録に登載申請する品種は1個の固有な品種名称を持たなければならない。

③第2項による品種名称の出願、登録、異議申請、名称使用及び取り消し等に関しては「植物新品種保護法」第106条から第117条までの規定を準用する。

第17条(品種目録登載申請品種の審査等) ①農林畜産食品部長官は第16条第1項により品種目録登載申請をした品種に対しては農林畜産食品部令で定める品種性能の審査基準により審査しなければならない。

②農林畜産食品部長官は、品種目録登載申請をした品種が第1項による品種性能の審査基準に及ばない場合にはその品種目録登載申請を拒絶しなければならない。

③農林畜産食品部長官は、第2項により品種目録登載申請を拒絶しようとする場合には品種目録登載申請人にその理由を知らせ期間を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない

④農林畜産食品部長官は第1項による審査結果、品種目録登載申請をした品種が品種性能の審査基準に合う場合には遅滞なくその事実を該当品種目録登載申請人に知らせ該当品種目録登載申請品種を品種目録に登載しなければならない。

第 18 条(品種目録登載品種の公告) 農林畜産食品部長官は第 17 条第 4 項により品種目録に登載した場合には該当品種が属する作物の種類、品種名称、第 19 条による品種目録登載の有効期間等を農林畜産食品部令で定めるところにより公告しなければならない。第 19 条第 2 項により登載の有効期間が延長した場合にも同様である。

第 19 条(品種目録登載の有効期間) ① 第 17 条第 4 項による品種目録登載の有効期間は登載した日の属した年の翌年から 10 年までにする。

② 第 1 項による品種目録登載の有効期間は有効期間の延長申請により続けて延長できる。

③ 第 2 項による品種目録登載の有効期間延長申請はその品種目録登載の有効期間が終わる前 1 年以内に申し込まなければならない。

④ 農林畜産食品部長官は第 2 項による品種目録登載の有効期間延長申請を受けた場合、その有効期間延長申請をした品種が品種目録登載当時の品種性能を維持している時にはその延長申請が拒否できない。

⑤ 農林畜産食品部長官は品種目録登載の有効期間が終わる日の 1 年前まで品種目録登載申請人に延長手続きと第 3 項による期間内に延長申請をしなければ延長できないという事実を予め通知しなければならない。

⑥ 第 5 項による通知は携帯電話による文字転送、電子メール、ファックス、電話、文書等のできる。

第 20 条(品種目録登載の取消し) ① 農林畜産食品部長官は次の各号のいずれか一つに該当する場合には該当品種の品種目録登載の取消しができる。但し、第 4 号と第 5 号の場合にはその品種目録登載を取消さなければならない。

1. 品種性能が第 17 条第 1 項による品種性能の審査基準に及ばなくなる場合
2. 該当品種の栽培により環境に危害が発生したり発生する恐れがある場合
3. 「植物新品種保護法」第 117 条第 1 項各号のいずれか一つに該当して登録された品種名称が取消された場合
4. 偽りやその他の不正な方法で品種目録登載を受けた場合
5. 同じ品種が二つ以上の品種名称で重複して登載された場合(一番先に登載された品種は除く)

② 農林畜産食品部長官は第 1 項により取消し決定しようとする場合には予めその品種目録登載申請人のその理由を知らせ機関を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない。

③ 農林畜産食品部長官は第 1 項による取消し決定をすればその取消し決定の謄本を品種目録登載申請人に送達してその取消し決定に関して農林畜産食品令で定めるところにより公告しなければならない。

第 21 条(品種目録登載書類の保存) 農林畜産食品部長官は品種目録に登載した各品種に係る書類を第 19 条による該当品種の品種目録登載有効期間の間保存しなければならない。

第 22 条(品種目録登載品種等の種子生産) 農林畜産食品部長官が第 17 条第 4 項により品種目録に登載した品種の種子または農産物の安定的な生産に必要で告示した品種の種子を生産する場合は次の各号のいずれか一つに該当する者にその生産を代行させることができる。この場合農林畜産食品部長官は種子生産を代行する者に対して種子の生産・普及に必要な経費の全部又は一部を補助することができる。

1. 農村振興庁長または山林庁長
2. 特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事または特別自治道知事(以下‘市・道知事’という)

3. 特別自治市長・特別自治道知事・市長・君守または自治区の区庁長（以下‘市長・君守・区庁長’という）
4. 大統領令で定める農業団体または林業団体（以下‘農業団体等’という）
5. 農林畜産食品部令で定める種子業者または「農漁業経営体の育成及び支援に関する法律」

第2条第3号による農業経営体

第23条(種子欠陥による被害補償) ①農林畜産食品部長官は第22条により生産・普及した種子の欠陥により被害を被った農業人に予算の範囲から被害額の全部または一部を補償することができる。

②農林畜産食品部長官は第1項による被害の現況を現地で調査し、被害の拡散を防止するために種子被害調査班を構成して運営できる。

③農林畜産食品部長官は第2項による調査を円滑に遂行するために必要であれば関係行政機関の長または関連団体の長に協力を求めることができる。この場合、協力を求められた者は特別な事情がなければこれに協力しなければならない。

④第1項及び第2項による被害補償の範囲と基準及び手続き、種子被害調査班の構成と運営に必要な事項は大統領令で定める。

第4章 種子の保証

第24条(種子の保証) ①高品質種子の流通・普及を通じた農林業の生産性向上等のため農林畜産食品部長官と種子管理士は種子の保証ができる

②第1項による種子の保証は農林畜産食品部長官がする保証(以下“国家保証”という。)と種子管理士が行う保証(以下“自体保証”という。)に区分する。

第25条(国家保証の対象) ①次の各号のいずれかに該当する場合には、国家保証の対象とする。

1. 農林畜産食品部長官が種子を生産し、または第22条によりその業務を代行することになった場合
2. 市・道知事、市長・郡守・区庁長、農業団体等または種子業者が品種目録登録対象作物の種子を生産したり輸出するために国家保証を受けようとする場合

②農林畜産食品部長官は大統領令で定める国際種子検定機関が保証した種子に対しては国家保証を受けたものと認めることができる。

第26条(自体保証の対象) 次の各号のいずれかに該当する場合には、自体保証の対象とする。

1. 市・道知事、市長・郡守・区庁長、農業団体等または種子業者が品種目録登録対象作物の種子を生産する場合
2. 市・道知事、市長・郡守・区庁長、農業団体等または種子業者が品種目録登録対象作物外の作物の種子を生産・販売するために自体保証を受けようとする場合

第27条(種子管理士の資格基準等) ①種子管理士の資格基準は、大統領令で定める。

②種子管理士になろうとする人は第1項による資格基準を備えた人として農林畜産食品部令で定めるところにより農林畜産食品部長官に登録しなければならない。

③農林畜産食品部長官は種子管理士がこの法で定める職務を怠慢にし、または重大な過誤を犯したときには、その登録を取り消し、または1年以内の期間を定めてその業務を停止させることができる。

④第3項により登録が取消された人は登録が取消された日から2年が経たなければ種子管理士に再び登録できない。

⑤第3項による行政処分の細部的な基準は、その違反行為の類型と違反の程度等を考慮して農林畜産食品部令で定める。

第28条(圃場検査) ①国家保証または自体保証を受けた種子を生産しようとする者は、農林畜産食品部長官または種子管理士から採種段階別に1回以上圃場検査を受けなければならない。

②第1項による採種段階別圃場検査の基準・方法・手続等に関する事項は、農林畜産食品部令で定める。

第29条(種子生産の圃場条件) 国家保証または自体保証種子を生産しようとする者は、他の品種または他の系統の作物と交雑されることを防止するために交雑危険がある品種または作物の栽培地域から一定の距離を置き、または隔離施設を備えるなど農林畜産食品部令で定める圃場条件を守らなければならない。

第30条(種子検査等) ①国家保証または自体保証種子を生産しようとする者は、第28条第2項による圃場検査の基準に合格した圃場で生産された種子に対しては農林畜産食品部長官または種子管理士から採種段階別の種子検査を受けなければならない。

②第1項による種子検査結果に対して異議がある者は、当該種子検査を実施した農林畜産食品部長官または種子管理士に再検査を申請することができる。

③第1項または第2項による採種段階別種子検査または再検査の基準・方法・手続等に関する事項は、農林畜産食品部令で定める。

第31条(保証表示等) ①第28条による圃場検査に合格して第30条による種子検査を受けた保証種子を販売または普及しようとする者は、当該保証種子に対して保証表示をしなければならない。

②第1項により保証種子を販売または普及しようとする者は種子の保証に係る検査書類を作成日から3年(苗木に係る検査書類は5年)間保管しなければならない。

③第1項による保証表示及び作物別保証の有効期間等に関する事項は農林畜産食品部令で定める。

第32条(保証書の発給) 農林畜産食品部長官または種子管理士は、第31条第1項により保証表示した保証種子に対して検査を受けた者から保証書の発給要求があるときには、農林畜産食品部令で定める保証書を発給しなければならない。

第33条(事後管理試験) ①農林畜産食品部長官は、品種目録登録対象作物の保証種子に対して事後管理試験を実施しなければならない。

②第1項による事後管理試験の基準及び方法は農林畜産食品部令で定める。

第 34 条(保証の失効) 保証種子が次の各号のいずれかに該当するときには、種子保証の効力を失ったものと見る

1. 第 31 条第 1 項による保証標示をせず、または保証標示を偽造または変造したとき
2. 第 31 条第 3 項による保証の有効期間が経過したとき
3. 包装した保証種子の包装を解装または開装したとき。但し、当該種子を保証した保証機関または種子管理士の監督下で行う分包装は、この限りでない。
4. 嘘またはそのほかの不正な方法で保証を受けたとき

第 35 条(分包装種子の保証表示) 第 34 条第 3 号但し書きにより分包装した種子の保証表示は、分包装する前に表示されていた当該品種の保証表示と同一内容にしなければならない。

第 36 条(保証種子の販売等)①品種目録登録対象作物の種子または第 22 条各号外の部分前段により農林畜産食品部長官の告示した品種の種子を販売または普及しようとする者は第 24 条により種子の保証を受けなければならない。但し、種子が次の各号のいずれかに該当する場合にはその限りでない。

1. 一代雑種の親または合成品種の親のみに使われる場合
2. 増殖目的で販売して生産された種子を販売者がさらに全量買い入れる場合
3. 試験または研究目的に使われる場合
4. 生産された種子を全量輸出する場合
5. 職務上育成した品種の種子を増殖用に使わせるために育成者が直接分譲または譲渡する場合
6. その他にも種子用外の目的に使われる場合

②第 1 項にもかかわらず農林畜産食品部長官は流通上必要であると認める時には第 20 条第 1 項により品種目録登録が取消された品種であっても取消日前に生産されたり生産中である該当品種の種子は取消日の属する年の翌年末まで販売または普及させることができる。この場合販売または普及対象地域及び期間を公告しなければならない。

第 5 章 種子及び苗の流通管理

第 37 条(種子業の登録等) ①種子業を営もうとする者は、大統領令で定める施設を備えて市長・君守・区庁長に登録しなければならない。

②種子業を営もうとする者は、種子管理士 1 人以上を置かなければならない。但し、大統領令で定める作物の種子を生産・販売しようとする者の場合には、この限りでない。

③農林畜産食品部長官、農村振興庁長、山林庁長、市・道知事、市長・郡守または区庁長または農業団体等が 種子の増殖・生産・販売・普及・輸出または輸入をする場合には、第 1 項と第 2 項を適用しない。

④第 1 項による種子業の登録及び登録事項の変更手続等に必要な事項は大統領令で定める。

第 37 条の 2(育苗業の登録等)①育苗業を営もうとする者は、大統領令で定める施設を備えて市長・君守・区庁長に登録しなければならない。

- ②育苗業を営もうとする者は、大統領令で定める専門人力養成機関で大統領令で定めるところにより関連教育を受けなければならない。
- ③農林畜産食品部長官、農村振興庁長、山林庁長、市・道知事、市長・郡守・区庁長または農業団体等が苗の生産・販売・普及・輸出または輸入をする場合には、第 1 項と第 2 項を適用しない。
- ④第 1 項による育苗業の登録及び登録事項の変更手続等に必要な事項は大統領令で定める。

第 38 条(品種の生産・輸入販売申告) ①次の各号のいずれかに該当する品種外の品種の種子を生産または輸入して販売しようとする者は農林畜産食品部長官に該当**種子を正当に取得したことを立証する資料(農林畜産食品部令で定める作物に限る)**と**種子試料**を添付して申告しなければならない。**この場合、資料の範囲**と種子試料が苗木または栄養体である場合、**種子試料**の提出時期・方法等は農林畜産食品部令で定める。

1. 「植物新品種保護法」第 37 条第 1 項により出願公開された品種
2. 第 17 条第 4 項により品種目録に登録された品種

- ②第 1 項により申告した事項の中で農林畜産食品部令で定める主要事項が変更された場合にはこれを遅滞なく農林畜産食品部長官に申告しなければならない。
- ③第 1 項により種子を生産または輸入して販売するために申告する品種は 1 個の固有な品種名称を持たなければならない。
- ④第 3 項による品種名称の出願、登録等に関しては「植物新品種保護法」第 106 条から第 117 条までの規定を準用する。
- ⑤第 1 項と第 2 項による申告方法及び手続等は農林畜産食品部令で定める。

第 39 条(種子業登録の取消等) ①市長・郡守・区庁長は、種子業者が次の各号のいずれかに該当する場合には種子業の登録を取り消し、または 6 月以内の期間を定めて営業の全部または一部の停止を命ずることができる。但し、第 1 号に該当する場合にはその登録を取消さなければならない。

1. 偽りまたはその他の不正な方法で種子業登録をした場合
2. 種子業の登録をした日から 1 年以内に事業に着手せず、または正当な事由なしに 1 年以上継続して休業した場合
3. 「植物新品種保護法」第 81 条による保護品種の実施可否等に関する報告命令に従わなかった場合
4. 第 36 条第 1 項を違反して種子の保証を受けていない品種目録登録対象作物の種子を販売または普及した場合
5. 種子業者が種子業の登録をしたあと第 37 条第 1 項による施設基準に及ばない場合
6. 種子業者が第 37 条第 2 項本文に違反して種子管理士を置かなかった場合
7. 第 38 条を違反して申告をしなかった種子を生産または輸入して販売した場合
8. 第 40 条により輸出・輸入が制限された種子を輸出・輸入したり輸入されて国内流通が制限された種子を国内に流通した場合
9. 第 41 条第 1 項を違反して輸入適応性試験を経なかった外国産種子を販売または普及した場合
10. 第 43 条第 1 項を違反して品質表示をしなかった種子を販売または補給した場合
11. 第 45 条第 1 項による種子等の調査若しくは種子の収去を拒否・妨害または忌避した場合
12. 第 45 条第 2 項による生産または販売を中止することになった種子を生産または販売した場合

- ②市庁・君守・区庁長は、種子業者が第1項による営業停止命令に違反して停止期間中営業を続けるときには、その営業の登録を取り消すことができる。
- ③第1項 または第2項により種子業の登録が取り消された者は、取り消された日から2年が過ぎていなければ種子業を再登録することができない。
- ④第1項による行政処分細則的な規程は、その違反行為の種類と違反の程度等を考慮して農林畜産食品部令で定める。

第39条の2(育苗業登録の取消し等)①市長・君守・区庁長は育苗業者が次の各号のいずれかに該当する場合には育苗業登録を取消したり6ヶ月以内の期間を定めて営業の全部または一部の停止を命ずることができる。但し、第1号に該当する場合にはその登録を取消さなければならない。

1. 偽りまたはその他の不正な方法で育苗業登録をした場合
2. 育苗業登録した日から1年以内に事業を始めなかったり正当な事由なしに1年以上続けて休業した場合
3. 育苗業者が育苗業登録をした後第37条の2第1項による施設基準に及ばなくなった場合
4. 第43条第2項を違反して品質表示をしていない苗を販売または普及した場合
5. 第45条第1項による苗等の調査や苗の収去を拒否・妨害または忌避した場合
6. 第45条第2項により生産または販売が中止された苗を生産したり販売した場合

- ②市長・君守・区庁長は育苗業者が第1項による営業停止命令を違反して停止期間中、続けて営業をする時にはその営業の登録を取り消すことができる
- ③第1項や第2項により育苗業登録が取消された者は取消された日から2年が過ぎていなければ育苗業の再登録ができない。
- ④第1項による行政処分細則的な基準はその違反行為の種類と違反程度等を考えて農林畜産食品部令で定める。

第40条(種子の輸出・輸入及び流通の制限) 農林畜産食品部長官は国内生態系保護及び資源保存に深刻な支障をきたす恐れがあると認める場合には大統領令で定めるところにより種子の輸出・輸入を制限したり輸入された種子の国内流通を制限することができる。

第41条(輸入適応性試験) ①農林畜産食品部長官が定めて告示する作物の種子であって国内に初めて輸入される品種の種子を販売または普及するために輸入しようとする者は、当該品種の種子に対して農林畜産食品部長官が実施する輸入適応性試験を受けなければならない。

②農林畜産食品部長官は、第1項により実施する輸入適応性試験結果が農林畜産食品部令で定める審査基準に未達のとときには、当該品種の種子の国内流通を制限することができる。

③第2項による審査の方法及び手続き等は農林畜産食品部令で定める。

第42条(種子の輸入推薦) ①世界貿易機構(WTO)設立のためのマラケッシュ協定による大韓民国譲許表上の市場接近物量に適用される譲許税率で種子を輸入しようとする者は、農林畜産食品部長官から種子の輸入推薦を受けなければならない。

②農林畜産食品部長官は、第 1 項による種子の輸入推薦業務を農林畜産食品部長官が指定して告示する関連機関または団体をして代行させることができる。この場合、品目別推薦物量及び推薦基準とその他必要な事項は、農林畜産食品部令で定める。

第 42 条の 2(種子の検定)①農林畜産食品部長官は種子の取引及び輸出・輸入を円滑にするために種子の検定が実施できる。

②第 1 項による検定を受けようとする者は農林畜産食品部令で定めるところにより農林畜産食品部長官に検定を申し込まなければならない。

③第 1 項による検定の項目・方法、その他に検定の実施に必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

第 42 条の 3(不正行為の禁止)誰でも第 42 条の 2 による検定に係って次の各号の行為をしてはいけない。

1. 偽りやその他不正な方法で検定を受ける行為
2. 検定結果に対して偽り公告または過大公告をする行為

第 43 条(流通種子及び苗の品質表示) ①国家保証対象ではない種子または自体保証を受けていない種子を販売または普及しようとする者は、種子の容器や包装に次の各号の事項がすべて含まれた品質表示をしなければならない。

1. 種子の生産年度または包装年月
2. 種子の発芽保証時限(発芽率を表示できない種子は除く)
3. 第 37 条の第 1 項及び第 38 条による登録及び申告に関する事項等その他に農林畜産食品部令で定める事項

②苗を販売したり普及しようとする者は苗の容器または包装に次の各号の事項がすべて含まれた品質表示をしなければならない。

1. 苗の品種名、播種日
2. 第 37 条の 2 第 1 項による登録に関する事項等農林畜産食品部令で定める事項

第 44 条(流通種子及び苗の陳列・保管の禁止) 誰でも次の各号に該当する種子または苗を販売または販売を目的で陳列・保管してはならない。但し、第 24 条による保証を受けた種子は除く。

1. 第 43 条第 1 項または第 2 項による品質表示をしていない種子または苗
2. 第 43 条第 1 項による発芽保証時限が過ぎた種子
3. その他にこの法を違反してその流通を禁止する必要があると認められる種子または苗

第 45 条(種子及び苗の流通調査等) ①農林畜産食品部長官または市・道知事は優良種子及び苗の生産と円滑な流通のために必要であると認めると関係公務員をして種子業者若しくは育苗業者または種子や苗を売買する者の営業場所・事務所等に入入りして当該施設、関係書類若しくは帳簿、種子または苗等を調査し、または品質検査をさせることができるし、調査・検査に必要な最少量の種子または苗を収去させることができる。

②農林畜産食品部長官または市・道知事はこの法を違反して生産または販売されている種子または苗の生産または販売中止を命じたり、関係公務員に収去させることができる。この場合種子または苗を収去した関係公務員をして収去した種子または苗の目録を作成して収去当時当該種子または苗を所有または所持していた者にこれを交付させなければならない。

- ③農林畜産食品部長官または市・道知事は関係公務員をして第２項により収去した種子を１年間保管させなければならない。但し、保管するのが困難な種子であつて農林畜産食品部長官が定めて告示する種子は、調査を終えたあと第４項を準用してこれを返還または廃棄することができる。
- ④農林畜産食品部長官または市・道知事は関係公務員をして第３項本文による保管期間が経過した種子を種子として使用することができないようにして収去当時当該種子を所有または所持していた者に返還しなければならない。但し、収集当時当該種子を所有または所持していた者の住所が不分明であり、または彼が引受を拒絶するなどの理由で返還が不可能な時には、廃棄することができる。
- ⑤第１項または第２項により関係公務員がその職務を行うときには、その権限を表す証票を身につけてこれを関係人に見せなければならず、調査目的・時間及び調査者身分等の事項を書面に書いて出さなければならない。
- ⑥種子または苗の流通調査のために市場・君守・区庁長は種子業または育苗業を登録したり変更または取消した場合には農林畜産食品部令で定めるところにより農林畜産食品部長官に報告しなければならない。
- ⑦第１項による品質検査の基準、方法、手続き等に関する事項は農林畜産食品部令で定める
- ⑧第３項による種子保管に必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

第 46 条(種子試料の保管) ①農林畜産食品部長官は、次の各号のいずれかに該当する種子は一定量の試料を保管・管理しなければならない。この場合種子試料が栄養体である場合にはその提出時期・方法等は農林畜産食品部令で定める

1. 第 17 条第 4 により品種目録に登録された品種の種子
 2. 第 38 条により申告した品種の種子
- ②第 1 項による種子試料の保管に必要な事項は、農林畜産食品部令で定める。

第 47 条(紛争対象種子及び苗の試験・分析等) ①種子または苗に関して紛争が発生した場合には、その紛争当事者は農林畜産食品部長官に当該紛争対象種子または苗に対して必要な試験・分析を申請することができる。

- ②紛争当事者が第 1 項により試験・分析を申請する時には紛争当事者が共同で紛争対象種子の試料または苗の試料を採取して確認の後その種子の試料または苗の試料を密封して農林畜産食品部長官に提出しなければならない、
- ③紛争当事者は第 2 項による共同試料採取が紛争当事者のいずれかの非協力等大統領令で定める事由でできない場合には農林畜産食品部長官にその試料の採取を申請できる。この場合第 1 項による試験・分析の申請があるものとみる。
- ④農林畜産食品部長官は、第 3 項による試料採取の申請を受けた場合 7 日以内に関係公務員をしてその試料を採取させなければならない。この場合紛争当事者は試料採取に協力しなければならない。
- ⑤農林畜産食品部長官は、第 1 項または第 3 項の後段による試験・分析の申請を受けた場合には試験・分析をした後、遅滞なくその結果を紛争当事者に知らせなければならない。
- ⑥農林畜産食品部長官は第 1 項による紛争当事者に第 5 項による試験・分析に必要な資料を提出させることがせきる。
- ⑦紛争対象種子または苗に係った被害が種子または苗の欠陥により発生した場合には、被害者は種子業者または育苗業者に農林畜産食品部令で定めるところによりその補償を請求することができる。
- ⑧育苗業者は紛争が発生した場合、その原因究明ができるよう買い入れた種子に対する情報と投入された資材の使用明細、資材購入証明資料等を保管しなければならない。

⑨第 8 項による保管対象項目と保管期間、手続き及び方法等に必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

第 48 条(紛争の調停) ①第 47 条第 7 項による補償に関して紛争当事者は農林畜産食品部長官に紛争調停を申請することができる。

②第 1 項による紛争調停に関する事項を審議するために農林畜産食品部令で定める機関に紛争調停協議会を置く。

③その他、第 1 項による紛争調停申請及び調停手続き、第 2 項による紛争調停協議会の構成及び運営等に必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

第 6 章 補 則

第 49 条(使用文字) この法による全ての書類はハングルで作成しなければならず、漢字及び外国文字で書かなければならない場合には括弧内にこれを表記しなければならない。但し、農林畜産食品部令で定める場合には、この限りでない。

第 50 条(聴聞) ①国家と地方自治団体は第 6 条第 4 項により専門人力養成機関の指定を取消そうとすれば聴聞をしなければならない。

②農林畜産食品部長官または市長・君守・区庁長は、次の各号のいずれかに該当する処分をしようとするれば聴聞をしなければならない。

1. 第 12 条第 4 項による振興センターの指定取消
2. 第 27 条第 3 項による種子管理士の登録取消
3. 第 39 条第 1 項または第 2 項、第 39 条の 2 第 1 項または第 2 項による種子業または育苗業登録の取消

第 51 条(手数料) ①次の各号のいずれかに該当する者は、手数料を納付しなければならない。

1. 第 16 条第 1 項により品種目録の登載申請をしようとする者
2. 第 19 条第 2 項により品種目録登載の有効期間延長を申請しようとする者
3. 第 25 条第 1 項第 2 号により国家保証を受けようとする者
4. 第 32 条による保証書の発給を受けようとする者
5. 第 38 条第 1 項により生産または輸入して販売しようとする種子を申告しようとする者
6. 第 41 条第 1 項により輸入適応性試験を受けようとする者
- 6 の 2. 第 42 条の 2 第 2 項により種子の検定を申請する者
7. 第 47 条第 1 項により試験・分析を申請する者
8. 第 48 条第 1 項による紛争調停を申請する者
9. この法により各種書類の謄本・抄本・写本または証明の申請をしようとする者

②第 1 項による手数料の金額、納付方法及び納付期間等は、農林畜産食品部令で定める。

第 52 条(手数料の免除及び返還) ①国家・地方自治団体、「国民基礎生活保障法」第 12 条の 3 による医療給与受給権者及び農林畜産食品部令で定める者に対しては第 51 条にもかかわらず手数料を免除する。

②第 1 項により手数料を免除してもらおうとする者は農林畜産食品部令で定める書類を農林畜産食品部長官に提出しなければならない。

③納付された手数料は、返還しない。ただし、間違って納付された手数料は納付した者の請求によりこれを返還する。

④農林畜産食品部長官は、間違って納付された手数料がある場合にはその事実を知った即時これを納付した者に通知しなければならない。

⑤第 3 項但書きによる手数料の返還請求は納付した日から 3 年以内にしなければならない。

第 53 条(権限の委任・委託) ①この法による農林畜産食品部長官の権限は大統領令で定めるところによりその一部を農村振興庁長、山林庁長、市・道知事、市長・君守・区庁長または所属機関の長に委任できる。

②この法による農林畜産食品部長官の権限は大統領令で定めるところによりその一部を農林畜産食品部令で定める農林業関連法人または団体に委託できる。

第 7 章 罰 則

第 54 条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 「植物新品種保護法」による保護品種外の品種に対して第 16 条第 2 項により登載されたり第 38 条第 3 項により申告された品種名称を盗用して種子を販売・普及・輸出または輸入した者
2. 第 27 条第 2 項による登録をしないで種子管理士業務を行う者
3. 第 32 条による保証書を虚偽で発給した種子管理士
4. 第 36 条第 1 項に違反して保証を受けず種子業を販売又は普及した者
5. 第 37 条第 1 項または第 37 条の 2 第 1 項に違反して登録せず種子業または育苗業をした者
6. 第 38 条第 1 項に違反して申告せずに品種の種子を生産または輸入して販売した者または虚偽で申告した者
7. 第 39 条第 1 項または第 39 条の 2 第 1 項に違反して登録が取り消された種子業または育苗業を営みつけ、または営業停止を受けても種子業または育苗業を営みつけた者
8. 第 40 条に違反して種子を輸出または輸入し、または輸入された種子を流通させた者
9. 第 41 条第 1 項に違反して輸入適応性試験を受けずに種子を輸入した者
- 9 の 2. 第 42 条の 3 第 1 号に違反して虚偽またはその他に不正な方法で第 42 条の 2 による検定を受けた者
- 9 の 3. 第 42 条の 3 第 2 号に違反して検定結果に対して虚偽広告や過大広告をした者
10. 第 45 条第 2 項に違反して生産または販売中止を命ずる種子または苗を生産したり販売した者
11. 第 47 条第 4 項後段に違反して試料採取を拒否・妨害または忌避した者

第 55 条(両罰規定) 法人の代表者若しくは法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関して第 54 条の違反行為をしたときには、その行為者を罰するほかにその法人または個人に対しても該

当条の罰金刑を科する。但し、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠っていない場合にはその限りではない。

第 56 条(過怠料) ①次の各号のいずれかに該当する者には、1 千万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第 16 条第 2 項または第 38 条第 3 項に違反して登載され、または申告されなかった品種名称を使用して種子を販売または普及した者
2. 第 31 条第 2 項に違反して種子の保証に係った検査書類を保管していない者
3. 第 43 条に違反して流通種子又は苗の品質表示をしなかったり虚偽表示で種子または苗を販売し、普及した者
4. 第 45 条第 1 項による出入り、調査・検査または収去を拒否・妨害または忌避した者
5. 第 47 条第 8 項に違反して購入した種子に対する情報と投入された資材の使用明細、資材購入証明資料等を保管していない者

②第 44 条に違反して同じ条各号の種子または苗を陳列・保管した者には 200 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

③第 1 項と第 2 項による過怠料は大統領令で定めるところにより農林畜産食品部長官または市・道知事が賦課・徴収する。

付 則 <2016.12.27>

第 1 条(施行日) この法は公布後 1 年が経過した日から施行する。但し、第 10 条第 1 項第 3 号、第 22 条第 5 号、第 42 条の 2、第 42 条の 3、第 51 条第 1 項第 6 号の 2、第 52 条第 1 項、第 54 条第 9 号の 2 及び第 9 号の 3 の改正規定及び付則第 3 条から第 6 条までの規定は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(総合計画の樹立に関する適用例)第 3 条の改正規定はこの法施行後総合計画を樹立する場合から適用する。

第 3 条(種子の検定に関する適用例)第 42 条の 2 の改正規定は同じ改正規定施行以後、申請する種子の検定から適用する。[施行日:2017.6.28]第 3 条

第 4 条(種子の検定に関する経過措置)第 42 条の 2 の改正規定施行前に従前の「農水産物品質管理法」第 98 条により検定を受けた種子と付則第 6 条第 1 項により検定を受けた種子は同じ改正規定により検定を受けたものとみる。[施行日:2017.6.28]第 4 条

第 5 条(他の法律の改正) 農水産物品質管理法一部を次のように改正する。

第 98 条第 1 項各号外の部分に但書きを次のように新設する。但し、「種子産業法」第 2 条第 1 号による種子に対する検定は除外する。

[施行日:2017.6.28]第 5 条

第 6 条(他の法律の改正に関する経過措置) ①第 42 条の 2 の改正規定施行前に申請した種子の検定に関しては付則第 5 条による「農水産物品質管理法」第 98 条第 1 項の改正規定にもかかわらず従前の規定による。

②第 42 条の 2 の改正規定施行前に種子の検定に係って「農水産物品質管理法」第 101 条第 1 号、第 3 号または第 5 号に該当する行為をした者に対して罰則を適用するときには付則第 5 条による「農水産物品質管理法」第 98 条第 1 項の改正規定にもかかわらず従前の規定による。

[施行日:2017.6.28]第 6 条

付 則 <2019.12.10>

第 1 条(施行日) この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。